

告示 第 5 号  
平成 30 年 2 月 23 日

公益財団法人かごしま教育文化振興財団  
理事長 森 博 幸

かごしま近代文学館及びかごしまメルヘン館で使用する電気の購入契約に係る制限付き一般競争入札の実施及びこの入札に参加する者の資格について（公告）

かごしま近代文学館及びかごしまメルヘン館で使用する電気の購入契約に係る制限付き一般競争入札を実施するについて、この入札に参加する者に必要な資格を公益財団法人かごしま教育文化振興財団財務会計規則（平成 9 年規則第 3 号）の規定に基づき次のとおり定めたので、下記の事項を公告します。

記

1 入札に付する事項

(1) 購入する物品等の名称及び数量

	購入する物品等の名称	年間予定使用電力量
1	かごしま近代文学館及びかごしまメルヘン館で使用する電気	630, 556 キロワットアワー

(2) 購入する物品等の供給期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札参加資格審査申請の受付期限の日までの間において、鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 8 年 5 月 28 日制定）その他の本市で定める指名停止に関する規程（以下「指名停止に関する要綱等」という。）に基づく指名停止又は鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成 26 年 3 月 27 日制定。以下「暴力団排除対策要綱」という。）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2

号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

①親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

②一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていること。

(7) 平成30年4月1日から送電することが可能であること。

(8) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成28年度の1キロワットアワー当たりの二酸化炭素調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに公表された調整後排出係数又はこれと同様の算定方法に基づき算出されたもの。以下「調整後排出係数」という。）が0.575kg-CO<sub>2</sub>/kWh（以下「基準値」という。）以下であること。

イ 平成28年度の調整後排出係数が基準値を超える場合は、その差に相当する部分について、公益財団法人かごしま教育文化振興財団（以下「財団」という。）の予定使用電力量に応じて、一般財団法人 日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターが認証するグリーン電力証書（注1）を購入し、財団に無償で譲渡できること。

ウ 平成29年度中に電力供給を開始した小売電気事業者で、供給開始の日から平成30年1月末日までの1キロワットアワー当たりの二酸化炭素実排出係数（電気事業者がそれぞれ供給（小売り）した電気の発電に伴い、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年3月29日経済産業省令・環境省令第3号）別表第1に定める燃料の燃焼に伴って排出された二酸化炭素の量を、当該電気事業者が供給（小売り）した電力量で除したもの）が基準値以下であり、かつ、平成29年度の調整後排出係数が確定したときに調整後排出係数が基準値を超える場合は、その時点でイに準じた対応ができること。

- (9) 平成28年度において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第4条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第3条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項の規定に基づく勧告を受けていないこと。
- (10) 環境負荷を軽減するための社会貢献事業活動を行っていること。
- (11) 納期の到来している市区町村税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- (12) 契約後、この契約を適確に履行できる経営の規模及び状況にあると認められること。
- (13) 本施設の規模以上の電気供給実績があること。

### 3 入札説明書等の交付及び受付場所等

入札に参加するために必要な関係書類に係る事項その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

#### (1) 交付及び受付場所

鹿児島市城山町5番1号

公益財団法人かごしま教育文化振興財団 事務局

（かごしま近代文学館・かごしまメルヘン館 2階）

#### (2) 交付及び受付期限

平成30年3月5日（月）

#### (3) 提出書類

所定の入札参加資格審査申請書（様式1）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類（以下「申請関係書類」という。）を添付して、受付場所へ直接持参又は郵送（受付期間内必着）により提出するものとする。ただし、申請関係書類のうちケを除く書類については、この申請前に、鹿児島市の他施設の平成30年度に使用する電気の購入契約に係る入札参加資格審査申請において既に提出がなされ、かつ、その提出された書類が本施設の入札参加資格審査申請の申請関係書類としても有効な場合にあつては、その提出を省略することができる。

ア 履歴事項全部証明書（法人の場合に限る。）

イ 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類（個人の場合に限る。）

ウ 納税証明書又は滞納がないことの証明書

(ア) 消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書

(イ) 鹿児島市の市税（同市税が課税されていない者で市外に主たる営業所を有する者にあつては、主たる営業所の所在地の市区町村税）について未納の税額がないことの証明書

エ 印鑑証明書

オ 財務諸表（法人にあつては申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書を提出する年の前年分の所得税確定申告書）

カ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証する書面

キ 2(5)に掲げる事項の確認に必要な資本関係又は人的関係のある法人に係る申告書（様式2）

ク 2(8)ア又はウ、(9)及び(10)に掲げる事項の確認に必要な二酸化炭素排出係数等報告書（様式3）

ケ 2(8)イ又はウに掲げる事項の確認に必要なグリーン電力証書購入誓約書（その1）（様式4）又はグリーン電力証書購入誓約書（その2）（様式5）

コ 5(8)及び(10)に掲げる事項の確認に必要な環境報告書（注2）又は確認資料

サ 5(13)に掲げる事項の確認に必要な履行証明書、又は供給実績が確認できる書類（履行済みの電気需給契約の契約書の写し等）。なお、平成29年中に、電力供給を開始又は本施設の規模以上の電気需給契約を締結した小売電気事業者については、9か月以上の供給実績が確認できる書類。

シ 電気の供給可能量が確認できる書類

(4) その他

財団ホームページ（<http://www.k-kb.or.jp/>）からも入手することができる。

#### 4 入札説明会

実施しない。

#### 5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

平成30年3月15日（木）午後3時20分から

(2) 場所

鹿児島市山下町6番1号

教育総合センター2階女性会館 第1・第2研修室

※控室：教育総合センター2階女性図書連絡室

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

鹿児島市契約規則第5条第3号の規定に準じて免除する。

### (2) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際に納付すること。ただし、過去2年の間に国、地方公共団体、独立行政法人とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

## 7 最低制限価格

設定しない。

## 8 郵送又は電信による入札

郵送又は電信による入札は認めない。

## 9 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 記名押印のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

(4) 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(6) 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札

(7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

(8) 再度入札において前回の入札の最低金額以上の金額による入札

(9) 明らかに連合によると認められる入札

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係があると認められる者のした入札

(11) 入札金額と入札説明書の16に規定する積算内訳書に記載された参考総価比較額とが

異なる入札

(12) 入札金額の算定に誤りのある入札書による入札

(13) その他入札に関する条件に違反した入札

#### 10 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

#### 11 問い合わせ先

郵便番号 892-0853

鹿児島市城山町5番1号

公益財団法人かごしま教育文化振興財団 事務局

(かごしま近代文学館・かごしまメルヘン館 2階)

電話 099-227-1932

ファックス 099-226-3248

電子メールアドレス zaidan@k-kb.or.jp

(注1) グリーン電力証書とは、第三者認証機関である「一般財団法人 日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センター」が発電実績を認証し、グリーン電力証書発行事業者が発行する証書をいう。購入する証書のグリーン電力量は次の算出式による。

$$\text{グリーン電力証書電力量} > \text{予定使用電力量} \times (1 - 0.575 \div \text{平成28年度調整後排出係数})$$

(注2) 環境報告書とは、平成28年度の自社の環境への取り組みをまとめた「環境報告書」又は「CSR報告書」をいう。なお、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」に定める記載事項を満たすものであること。